

新しい電子申請に関する Q&A

Q1. 「新しい電子申請」ってこれまでの電子申請と何が違うの？

新しい電子申請は、これまでの電子署名申請と異なり、電子署名を付与する必要が無く、本申請まで行える申請方法です。電子署名の付与の必要がないため簡便かつ迅速に手続きが行えます。

Q2. NICE みやすまオンラインは誰でも利用できますか？

当センターホームページより会員登録を行うことにより、どなたでもご利用いただけます。

詳しくは、当センターホームページの建築確認用マニュアルをご覧ください。

Q3. 新しい電子申請のマニュアルはどこにありますか？

当センターホームページの NICE みやすまオンラインのページよりダウンロードが可能です。

Q4. 利用(受付)時間に制限はありますか？

365 日 24 時間ご来店不要で、いつでもどこからでもご利用いただけます。

なお、業務時間外・定休日等にご申請の場合は、受付日は翌営業日となりますのでご了承ください。

Q5. 新しい電子申請で申請可能なものは何ですか？

宮城県内の全ての申請を受付できます。ただし、当面の間、建築確認申請については、建築基準法第 6 条第 1 項第 3 号建築物に同項第 2 号建築物で木造 2 階以下かつ 500 m²以下(1 号建築物を除く)を加えたもの及び昇降機、工作物とさせていただきます。

Q6. NICE みやすまオンライン利用時の費用はかかりますか？また、手数料に変更はありますか？

年会費、入会費等システム利用の費用は一切かかりません。

また、手数料の変更もありません。これまでの紙申請の料金と同額で利用できます。

Q7. 確認申請を WEB(紙)申請又は書面申請により申請した物件について、検査申請等(各種届出)を新しい電子申請で申請することは可能ですか？

書面申請にて提出いただきますようお願いいたします。また、確認申請を電子申請で行った物件については、中間検査及び完了検査についても電子申請で行ってください。

Q8. 確認済証や中間検査合格証、検査済証は電子データでの交付となるのでしょうか？

また、副本はどのようになりますか？

確認済証、中間検査合格証、検査済証の交付はこれまでと同様、紙面でのお渡しとなります。

また、書面申請における副本に該当するものは、申請データとなりますので紙面でのお渡しは致しません。

Q9. 確認済証交付後に図書データを印刷して、副本を作成していただくことはできますか？

副本図書データの印刷対応は承っておりません。

Q10. なぜ WEB(紙)申請を廃止したのですか？

WEB(紙)申請では本受付前の事前審査を行っていましたが、本受付の際に正本、副本を紙面で提出していただく必要があるなど、ご利用者様の負担が重く、スピーディな対応もできませんでした。この度、新しい電子申請がご利用可能となり、利便性も向上したことから WEB(紙)申請を廃止いたしました。

Q11. 現在申請中の WEB(紙)申請、電子署名申請の扱いはどうなりますか？

月を跨いで継続となる物件につきましては、2月1日のシステム更新以降、申請方法を「新しい電子申請」に切り替えて頂く必要があります。ただし、WEB(紙)申請で審査終了までそのまま継続を希望する場合の切替えは不要です。

Q12. ID、パスワードを忘れてしまった場合、どうすればよいですか？

パスワードを再設定することができます。ログイン画面の「パスワードをお忘れの方はこちら」をクリックし、ユーザーID、メールアドレスを入力のうえ送信してください。「ログインパスワード再発行について」という件名のEメールが送信されますので、記載されている URL から「パスワードの変更」画面にアクセスし、新しいパスワードを設定してください。IDをお忘れの方は、直接当センターにご連絡くださいますようお願いいたします。

Q13. NICE みやすまオンライン上で確認済証番号や交付日、検査済証番号や交付日がわかりますか？

NICE みやすまオンライン起動後に表示される物件一覧の中から、確認済証番号等を調べたい物件をクリックすると画面下部に当該物件の申請種別一覧画面が表示されます。こちらの画面で、確認申請等の受付日、交付日及び交付番号などが確認できます。

Q14. 確認申請書等の第一面の申請者欄に記載するのは、建築主名ですか？代理者名ですか？

建築主名です。

これまで電子署名申請では、建築士の有資格者である代理者名の記載をお願いしておりましたが、新しい電子申請では建築主名を記載することが可能となりました。

Q15. 補正時、ファイル一覧の旧データは削除してしまって大丈夫ですか？

補正(差替え)は、旧図書ファイルを削除し、新規図書ファイルをアップロードしてください。なお、ファイル一覧から旧図書ファイルが削除されても、申請履歴画面の「事前申請を送信」等の表示をクリックすることで、過去の申請履歴図書ファイルを確認することができます。

Q16. 都市計画法等による許可が必要です。許可図書はどうすればいいですか？

許可証及び許可申請図書のスキャンデータをファイル一覧にアップロードしてください。

Q17. 現場検査での是正写真を送る場合はどうすればいいですか？

現場検査後に是正等により、写真のみ提出が必要な場合も、NICE みやすまオンラインのファイル一覧にアップロード後、再度、補正申請してください。なお、JPGデータは添付することができません。ZIPファイルに圧縮、若しくはPDFファイルに変換したものを添付してください。

Q18. 構造計算適合性判定における電子申請は、これまでの WEB 申請とどのように違いますか？

WEB 申請は事前相談を電子データで行った後、紙面で申請図書の提出となりますが、電子申請は事前相談を電子データで行った後、補正された電子データを用いて本申請に移行します。

お問い合わせ

一般財団法人宮城県建築住宅センター 〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1-1-20

確認申請関係: 建築確認検査課 TEL 022-262-0401 構造審査関係: 構造審査課 TEL 022-262-3717

検査関係: 事業管理課 TEL 022-262-1541